

報告 1

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部改正について

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を一部改正したため、別紙のとおり報告します。

令和 7 年 2 月 6 日提出

三次市教育委員会教育長 迫 田 隆 範

三次市教育委員会告示第2号

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年2月3日

三次市教育委員会

教育長 迫 田 隆 範

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

三次市青少年体験活動補助金交付要綱（平成27年三次市教育委員会告示第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和10年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、令和7年3月30日から施行する。

三次市教育委員会告示第 2 号

三次市青少年体験活動補助金交付要綱の一部を改正する告示

改 正 案	現 行
附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和 1 0 年 3 月 3 1</u> <u>日</u> 限り，その効力を失う。	附 則 (この告示の失効) 2 この告示は、 <u>令和 7 年 3 月 3 1 日</u> <u>__</u> 限り，その効力を失う。